

# 社団法人 町田法人会報



# 昭和64年度 税制改正スローガン

- 立法府を含め行制改革を徹底せよ！
- 不公平税制の是正をさらに徹底せよ！
- 法人の税負担を国際水準まで軽減せよ！
- 中小企業軽減税率の適用を拡大せよ！
- 非上場株式の譲渡益課税は  
上場株式並みにせよ！
- 事業承継税制を改善せよ！
- 消費税の転嫁に万全をつくせ！
- 固定資産税を抜本的に見直せ！



日本青年館ホールを埋めつくした。

## 三橋会長 勲五等瑞宝章 の榮譽に輝く！



昭和63年秋の叙勲で当町田法人会会長・三橋忠正氏が納税功勞により、勲五等瑞宝章を受彰した。昭和25年の町田法人会創立以来38年間にわたって役員を続けられ、また全法連理事、三多摩法人会連合会副会長等を歴任された功績によるもの。受彰式は去る11月15日大蔵省にてとり行なわれたが、叙勲224名中、納税功勞による者は9名だった。

目 次	
税制改正要望全国大会報告……………	3
税を知る週間行事報告……………	7
昭和63年度納税表彰……………	8
法人税解説シリーズ……………	9
昭和63年度改正税法のあらまし……………	11
部会だより……………	13
委員会よりお知らせ……………	18
(厚生・広報・研修委員会)	
事務局だより……………	22

— 昭和64年度 税制改正要望全国大会開催される —

## 「国際性のある税制の実現にむけて

### 全国100万社会員の要望大会」

昭和63年9月7日、東京・千駄ヶ谷日本青年館ホールで「昭和64年度税制改正要望全国大会」が開催された。町田法人会からも、木目田税制副委員長、尾辻税制委員、高屋事務局長が参加、会場には8項目の大会スローガンを掲げ、北は北海道から、南は沖縄まで、全国各地の法人会員1,400名が参加し熱気溢れる大会であった。

本年は、国会での税制改革審議を踏まえ、いま、なぜ、税制改正か、という原点を忘れずに所得、消費、資産の均衡、国際性のある税制の実現に全力を傾けることを強く訴え、直間比率の是正、そのための間接税の整備は

必要であり、消備税の導入も基本的にはこの線に沿うものと、いくつかの条件を附して容認したものである。



当会からは木目田税制副委員長、尾辻税制委員が参加。

## 税制改革要望に関する決議

経済社会の変化に対応でき、かつ国際性のある税制の構築は、行財政改革や税負担の公平化推進とともに、われわれが強く求め続けてきたところである。

現在、国会で審議中の税制改革案は、おおむねわれわれの要望に沿ってはいるが、なお不十分な点が見受けられる。こんごさらに改善の努力を続けることを求めたい。

とくに、法人の税負担は、今回の改正が実現しても、国際的にみていぜん高過ぎる水準にある。国際平均水準への早期到達を目指して、引き続き軽減に努力することを強く要望する。

税制の改革については、目先の税収好調などを理由に、間接税制改革を先送りせよ、と

いった意見も一部にみられる。しかし、現在の税収の好調さを恒常的、基調的なものとみるのは危険である。また、税収が好調ないまこそ、税制改革を実現する好機である。いま・なぜ、税制改革が必要か、という原点を忘れずに、所得、消費、資産の各課税の均衡がとれ国際性のある税制の実現に全力を傾けることを求める。

納税思想の高揚と、税務知識の普及にわたり尽力してきた本会は、百万社を超える会員の総意として、右決議する。

昭和63年9月7日  
財団法人 全国法人会総連合  
税制改正要望全国大会

# 税制改革要望事項

今回、政府が提案した税制改革諸法案は、現行の税制をよりよい税制に近づけようとするものであり、それなりの評価はできる。さし当たり、その実現方を希望する。

しかし、こんどの改革ではなお不十分な点もいくつか見られる。こんごとも改善の努力が望まれる。

以下の要望はそのための指針である。

## 第一 法人税制について

### 1 基本的考え方

国際化の進展が一層進んでいるこんにち、法人の税負担は国際的平均水準までを原則にすべきである。決人にかかわる減税財源は、法人の税負担のワク内で捻出する、といったいわゆる自賄い主義はこんごともとるべきではない。法人の高い税負担を固定化するからである。

### 2 税率の引き下げ等

(1) 改革案の基本税率引き下げは、目標の水準(37.5%)、到達期間(2年)ともに満足できるものではない。財源上、当面これではやむをえないとしても、できるだけ早く基本税率を35%以下へ引き下げるべきである。

(2) 引当金の廃止・縮減は企業会計原則上も問題があるので、みだりに行なうべきでない。

(3) 中小企業は概して市場競争力が弱く、企業基盤も脆弱である。このため、軽減税率適用の所得金額を1,500万円にまで引き上げるなど、引き続き助成への配慮を行なうこと。

(4) 普通法人以外の法人の課税については、いちおうの改善策が盛られているが、不十分

である。民間企業と完全に競合する協同組合や宗教法人、学校法人等の事業収益への税率は、民間企業並みとすること。

### 3 租税特別措置

(1) 企業向けの租税特別措置は政策目的の正当性や、手段としての有効性などの点で、たえず見直すべきであり、原則としては一層の整理縮減を目指すべきである。

(2) しかし、投資促進税制は、企業体質の強化などの点で有用であり、むしろ充実することが望ましい。さらに対象を機械装置に限ることなく、構築物など他の償却資産にも広げること。

(3) 交際費課税について、原則として損金性を否定する現行の取り扱いは誤っている。中小企業の定額分を維持するのは当然として、企業規模の大小に関わりなく、一定の損金算入を認めるよう改めること。

### 4 減価償却制度の改善等

(1) 技術革新や経済構造変化、さらには国際化が急テンポで進んでいるこんにち、現行の耐用年数規定は実情に合わない点がある。国際的な耐用年数に準じて耐用年数の短縮を図ること。分類も簡明化すること。

(2) 残存価格も現行の10%から5%に改め、それに応じた償却率を設定すること。

(3) 少額減価償却資産の損金処理可能限度額を現行10万円未満から30万円未満に引き上げること。

(4) 商法改正の動きがあるが、それによって最低資本金制が導入され、増資が強制される場合、税制面でも実情に合った特別措置を講ずること。

---

## 第二 所得税制について

---

今回の税制改革法案では、個人の所得課税の大幅な軽減とともに、有価証券譲渡益への課税強化などかなりの是正案が打ち出されている。しかし、なお次の諸点の実現が必要である。

1 所得税制の改革について、63年度分を分離して、先取的に実施することになったが、その決定の経緯、内容には納得しかねる点がある。とくに税率構造について、政府改正案の5段階案に60%部分を追加することにしたのは、所得課税においては急過ぎる累進構造を是正する、という今回の改革路線を後退させるものである。64年度以降分については政府の5段階案をそのまま実現させること。

2 株式譲渡益課税において、上場株式には源泉分離選択を認め、非上場株式にはその道を閉ざしているのは不相当である。経営権にかかわりのない少数株式の場合、非上場株式も同じ扱いをすること。

3 既存の多種多様の控除項目を整理縮減し、税制の簡素化と負担の公平化を一層推進すること。

4 所得課税については負担の公平がとりわけ重要である。納税者番号制の検討などを含め税制、執行の両面で、不公平の是正をさらに強く推進すること。

---

## 第三 相続税制について

---

改正案は充分なものとはいえないが、当面の対応としては、その成立に全力を尽すべきである。持ち越した課題として、次の諸点の早急な実現を望む。

1 事業の相続、いわゆる事業承継の税制については、事業用資産の評価の一層の改善

とともに、「取引相場のない株式の評価」について、さらに改善策を講ずること、とくに株式については、(イ)中小会社についても大会社と同様、選択によって類似業種比準価格方式と、純資産価格方式のいずれかを適用できるようにすること。(ロ)類似業種の分類をより細分化して、比準しやすいようにすること。

2 相続税の補完税である贈与税について、基礎控除額を据え置いたことは理解に苦しむ。当面、相続税に準じて2倍程度引き上げること。



---

## 第四 間接税制について

---

直間比率の是正、そのための間接税制の整備は、会員大多数の希望であり、今回の消費税導入は基本的にはこの線に沿うものである。新税導入に当たっては、とくに次の諸点に配慮されたい。

1 事業者の転嫁の不安を緩和、解消することに全力を尽すこと。そのためには、税の性格を法律に明記することを含め、あらゆる手段をとること。消費者に税の存在を明示する税額別記または「税込み」の表示、さらには独禁法の弾力運用なども必要と思われる。

2 当面は帳簿方式でスタートするにしても、転嫁、国境税調整、相互牽制作用などの面でより優れている伝票方式への移行も研究を続けること。当面、事業者の選択によって伝票方式を採用する道を開くこと。

3 原則課税の基本を貫くこと。政策的配慮による非課税は政府案の範囲にとどめ、その拡大は避けるべきである。

4 税率が安易に引き上げられるのではないかと、という国民の懸念に配慮し、広く国民負担率（租税負担と社会保険料負担）を含め、なんらかの歯止め策を明らかにすること。

5 実施には一定の準備期間を置くこと。消費者、事業者への周知徹底や、事業者の事務的準備のために必要な準備期間を置くこと。法案成立後半年でいどは最低必要である。

---

## 第五 地方税制について

---

行財政改革の徹底と税制の抜本的改革は、地方自治体にとっても重要な責務である。地方税については次の改善を望む。

1 行政の効率化、簡素化のため、国税と課税対象を同じくするものについては、賦課、徴収をできるだけ一元化すること。

2 固定資産税は住民、とりわけ地価高騰のいちじるしい大都市圏住民の重荷になっている。これは3年ごとの評価変えで、評価が上がるにもかかわらず、税率は地価高騰前に設定した税率をそのままにしているためである。66年の評価変えを前に現方式の抜本改革を行なうこと。

(1) 固定資産評価額を相続税の評価額（路線価格）と同一にして、一方でそれに対応する税率の引下げを行なうといった、税額算出の仕組みの根本的再検討を行なうこと。

(2) 負担のバラツキをなくすため、単位面積当りの評価額を国税の路線価格と同じように公表し、近隣地とともに常時縦覧できるようにすること。さらに市町村ごとに評価額の均衡化を図ること。

(3) 市街化区域内農地は、形ばかりの営農で、宅地並み課税を免れる例がみられるなど、課税の適正化が不十分である。本当の営農の名に値いする実があるかどうか、厳正にチェックすること。

3 事業所税は固定資産税との二重課税の色彩が濃い税であるから、すみやかに廃止すること。廃止に至るまでの間、免税点方式を基礎控除方式に改め、また延納制度を設けること。

4 地方税については、標準税率を超えた課税をしている自治体が多い。超過課税を行っている自治体は、極力その是正に努めること。

---

## 第六 税負担の公平確保について

---

租税負担の公平化は極めて重要な課題である。国税、地方税を通じて、公平化をさらに推進するため、とくに次の諸点を早急に実現すること。

- 1 医師優遇税制の一層の是正
- 2 公益法人の課税の適正化
- 3 民間と競合する協同組合への課税強化
- 4 有価証券譲渡益課税の徹底
- 5 所得把握格差の是正
- 6 各種非課税措置の圧縮、廃止



参加会員は北海道から沖縄まで1400名。

---

## 第七 その他個別事項について

---

別に述べた個別事項についても、その実現に極力努力されたい。

(個別事項略)

## 法人会公開講演会

### 教育家 田中真澄氏を迎え

### 盛況のうちに開催

昭和63年11月8日(火)午後2時20分、相模原市ラポール千寿閣において開催された。講演会は、講演者の熱意をこめた全力投球の話しに、参加者一同真剣に傾聴しました。その概要は次のとおりです。

時代は、もの不足から、もの余りの時代と変化している、この変化に対応する人生観が必要である。

#### 「終身現役の人生観を」

終身現役、つまり人間はどんな年をとっても死ぬぎりぎりまで現役で過す気概が大切である。

#### 「しつけの三原則」

人間には相手があり、相手がある以上、人々が日常生活で守るべき諸動を教えることが「しつけ」である。しつけの中でも最も重要なものを三つ選んで三原則とする。

1. 「ありがとう」の一声
2. 「笑顔でハイ」の返事
3. 「後始末」は物事遂行の基本。次の動行へのステップ



熱のこもった講演が大好評だった。(田中先生)

#### 「人生は初動にあり」

人間は昼行性の動物である。古い諺に「早起きは三文の得、という言葉があるが、いまは「早起きは三億円の得、の時代である。早



182名の参加人員は田中先生の話に終始惹きつけられた。

起きは活力のテンポを爽快にし、その行動は世間から信頼を得る。よきオーナーは始業時間前から行動し、それぞれ成功している。

「心はいつも八合目、常に目標の20%アップを旨し他人より2時間多く働く、長時間労働しなければ成功しない。

最後に「一生懸命」ではなく、「一所懸命」

#### 講演者の主な著書

「人生、勝負は後半にあり」(PHP研究所)

「リーダーの人間学」(中央経済社)

「人生は今日が始まり」(産業能率大学出版部)

「心が迷ったとき読む本」(PHP研究所)

新刊書 「ヒューマンセールス」(プレジデント社)

に行動すれば、世間の支持を得られる。

「人生は今日が始まり。昨日まではリハーサル！」

一休が最後に弟子たちに遺した言葉は、「心配するな、なんとかなる、というもの…

とにかく一所懸命に徹すべきである。

---

## 昭和63年度・納税者表彰式で3名が受賞

町田税務署昭和63年度納税表彰式が、11月11日午後2時より、町田市民ホールで行われました。花田町田税務署長より本会役員を含む9名の方に表彰状または感謝状が贈呈されました。なお当日は同時に、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行35周年記念表彰式も行われ、税務署長より2名の方に感謝状が贈呈されました。

受賞されました本会役員をご紹介します。

#### 税務署長 表彰

・株式会社 三和 小山 克己 殿

昭和47年、当会理事に就任、以来、会の事業活動の活発化に努め、昭和60年、常任理事に就任、現在は森野地区会長として会員増強に積極的に参画し、当会の基盤強化を図り、会員の税知識の普及に尽力されるなど、税務行政の円滑化と納税道義の高揚に寄与されている。



・株式会社 総合図書 藤田 義徳 殿

昭和51年、当会理事に就任、以来、組織体制の整備と会員増強に積極的に取り組み、昭和60年、常任理事に就任、広報委員長として法人会報の編集等を通じ組織の充実強化に尽力し、現在は鶴川第2地区会長として税務行政の円滑化と納税道義の高揚に寄与されている。



#### 税務署長 感謝状

・株式会社 電巧社 尾辻 胖 殿

昭和55年、当会理事、昭和58年常任理事と同時に青年部会長に就任、青年部活動の活発化を図り、青年層の中核として会活動に努め、昭和62年、総務副委員長として組織の充実尽力するなど、納税道義の高揚に寄与されている。







## 法人税 解説シリーズ

町田税務署 上席指導官

渡部 正晴

### 人身事故の賠償金と保険金収入

#### あらかじめ予想される日照権補償金

#### 調査官はここを否認した

〈ケース1〉 A社は婦人服製造業を営む法人であるが、従業員甲が会社の車で製品をH市の得意先に配達に行く途中、人身事故（傷害事故）を起こしてしまった。

被害者乙から治療費、休業補償費、損害金、その他の費用等として、1,000万円の請求を受けたが、A社は500万円相当であるとして賠償額について交渉中である。

しかし、示談が成立するまで時間がかかることや被害者の治療費が早期に必要であることなどから、乙に対して200万円の内払いをし営業外費用として損金に算入したが、一方、保険金については請求をしていないという理由で益金に算入しなかった。

ところが、税務調査で、損害賠償金の内払いの額に相当する金額の保険金は益金の額に算入しなければならないとの指摘を受けた。

〈ケース2〉 B社は、不動産の賃貸を業とする法人で、Y駅前のメインストリートに貸ビルを新築しようとしたところ、ビルの北側にあたる数軒から日陰になるのでビル建築をしないでくれとの要請があったが、諸般の事情を考慮して、周りの住民に対して補償金合計2,000万円を支払い、工事着工にこぎつけた。

B社はこの補償金を営業外費用として経理していた。

ところが、税制調査で、ビル等の建設に伴って支出する費用の額は、そのビルの取得価額に算入しなければならないとの指摘を受けた。

#### なぜ否認されたか

法人の役員または使用人の行為等によって他人に与えた損害につき法人がその損害賠償金を支出した場合において、損害賠償金の対象となった行為等が法人の業務の遂行に関連するものであって、故意また重過失に基づかないものである場合には給与以外の損金となります（基通9-7-16(1)）。

ところで、自動車事故のうち人身事故については被害者の治療期間も長く、示談などによる最終的な賠償金の確定までの期間が相当長期にわたるため、使用者たる法人が損害賠償金の一部として事故関連の一連の費用を内払いするのが通例です。この場合、その損害賠償金の一部を内払いした日の属する事業年度の損金の額に算入できる特例が認められていますが、同時に損金の額に算入した損害賠償金に相当する保険金の見積額を益金の額に算入する必要があります（基通9-7-18、2-2-13）。

保険金見積額とは、使用者たる法人が自動車損害賠償責任保険契約または任意保険契約を締結した保険会社に対して、保険金の支払いを請求しようとする額をいいます。

なお、損害賠償金の支払いの対象となった行為などが、法人の業務に関連しないものである場合または業務に関連する行為であっても行為者に故意、重過失がある場合には、法人が支出した損害賠償金に相当する金額は、その行為者に対する債権として取り扱われます（基通9-7-16(2)）。

この場合、この債権につき、役員または使用人の支払能力などからみて求償できない事情にあるため、全部または一部に相当する金額を貸倒れとして損金経理した場合は、その処理が認められます（基通9-7-17）。

次に、ビルなどの減価償却資産を自己の建設、製作、製造などにより取得した場合の取得価額は、次に掲げる金額の合計額によることになっています（令52①二）。

- (1) 建設などのために要した原材料費、労務費および経費
- (2) 事業の用に供するために直接要した費用

従って、工場などの建設に伴って支出する住民対策費、公害補償金などの費用で、当初からその支出が予想されているものは建設のために必要な支出ですから、たとえその支出が建設後に行われるものであっても、その減価償却資産の取得価額に算入する必要があります（基通7-3-7）。

## アドバイス

- ① 損害賠償金の内払い額が保険金の見積額を超える場合には、その見積額までを収益に計上すればよい。
- ② 事業遂行以外の事故等について、役員等に弁済能力があるにもかかわらず求償権を行使しなかったときは、役員等に対する給与（賞与）として取り扱われる。
- ③ 公害償還などの費用の額であっても、当初からその支出が予定されていないものや、毎年支出することとなる補償金は取得価額に算入されない。

第2、第4土曜日は  
休ませていただきます



- 64年1月から、原則として、国の行政機関は、各月の第2、第4土曜日が休みになりました。
- 税務署も、この政府の方針に従い、休ませていただきます。ご協力をお願いします。

### 申告書等の提出は？

- 税務署には、時間外收受ポストを設置しております。休みの日の申告書等の提出にご利用ください。
- 申告書等の提出は、郵送でも差し支えありません。

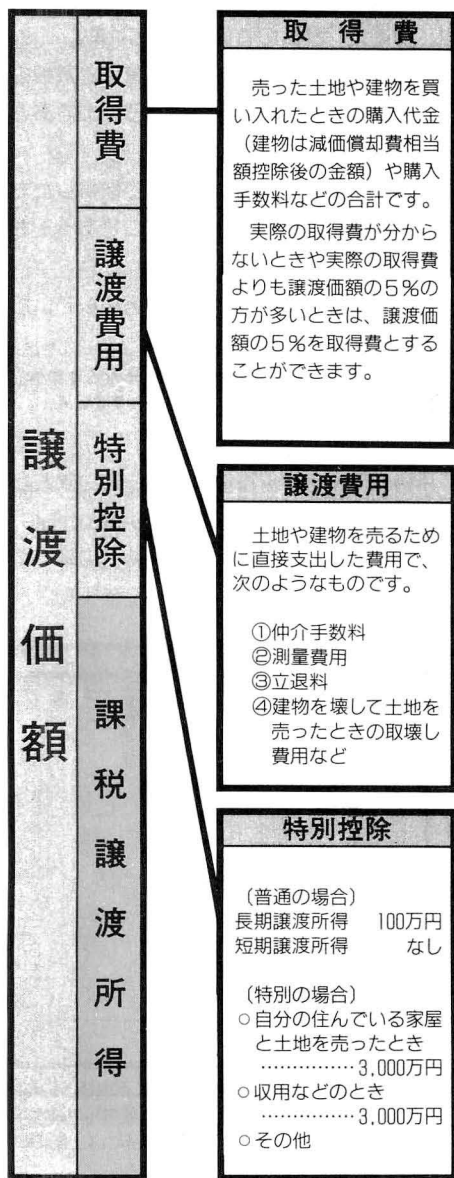
町田税務署

# 土地や建物などを売ったときの税



所有期間により  
所得税の計算方法が  
違ってくるのね。

●譲渡所得の税金の計算方法は…

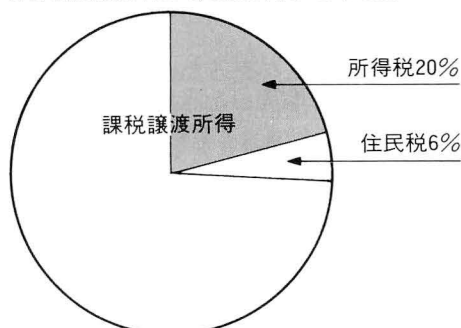


土地や建物を買ったときの譲渡所得に対する税金は、分離課税といって他の所得と区分して計算します。さらに譲渡した土地や建物をいつから持っていたかによって、長期譲渡所得と短期譲渡所得とに区分した上で、それぞれ別の方法で税額を計算します。

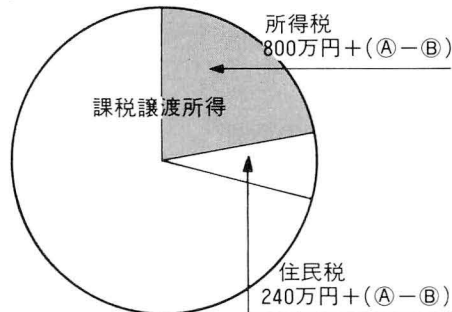
①長期譲渡所得

譲渡のあった年の1月1日において所有期間が次の年数を超える土地や建物売った場合です。 土地…5年 建物…10年

①課税譲渡所得が4,000万円までのとき



②課税譲渡所得が4,000万円を超えるとき



A = (その他の課税所得(注1) + 課税譲渡所得 × 1/2) × 税率(注2)  
 B = (その他の課税所得(注1) + 2,000万円) × 税率(注2)

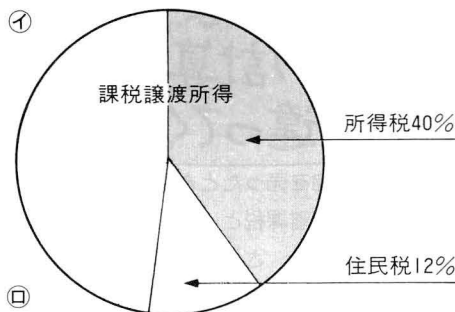
②短期譲渡所得

譲渡のあった年に取得したものや、その年

の1月1日において所有期間が次の年数以下である土地や建物を売った場合です。

土地……5年 建物……10年

①と②のどちらが多い額



①  $(C - D) \times 110\%$   
 ②  $C = (\text{その他の課税所得(注1)} + \text{課税譲渡所得} - 50\text{万円}) \times \text{税率(注2)}$   
 ③  $D = \text{その他の課税所得(注1)} \times \text{税率(注2)}$

注1) その他の課税所得とは、事業所得や給与所得などの総所得から配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、基礎控除、保険料控除などを差し引いた額です。控除額は所得税と住民税とで異なります。  
 注2) 税率は、所得税(住民税)の税率です。

●マイホームを売ったときの特例

自分が住んでいる家と敷地や、以前に住んでいた家と敷地を住まなくなった日から3年を経過する年の12月31日までに、譲渡したときには次の軽減措置がとられています。

① 3,000万円特別控除

売手と買手の関係が親子や夫婦など特別の間柄でない場合、その所有期間が長期、短期を問わず、譲渡所得から3,000万円が特別に控除されます。

② 軽減税率の特例

(昭和63年4月1日以後の譲渡から適用されます)

譲渡した年の1月1日現在で、家屋と敷地の所有期間がともに10年を超えるマイホームを譲渡した場合で、買換え(交換)の特例の要件に該当しない場合や、買換え(交換)の特例の適用を受けない場合について、3,000万円特別控除の特例を適用した後の長期譲渡所得金額に対して、次のように軽減された税率で課税を受けることができます。

(税額の計算)

- ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下のとき  
 課税長期譲渡所得金額×10%(住民税は4%)
- ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超えるとき  
 (課税長期譲渡所得金額-4,000万円)×15%(住民税は5%) + 400万円(住民税は160万円)

③ 買換え(交換)の特例

次のすべての要件に該当するマイホームを譲渡し、その譲渡の年の前年から翌年までの3年の間に代わりのマイホームを取得し、一定の期間内に自己の居住の用に供した場合には、買換え(交換)の特例が受けられます。

- ① 譲渡した年の1月1日現在で家屋と敷地の所有期間がともに10年を超えるものであること
- ② 父母が祖父母から相続か遺贈で取得したもので、これらの者のマイホームであったものであること
- ③ 譲渡した者が30年以上の期間居住していたものであること

なお、昭和63年3月31日以前にマイホームを譲渡した場合には、上の②③の要件は必要ありません。



特例を受けるには…

所得税の確定申告書に、これらのいずれかの特例の適用を受ける旨を記載するとともに、住民票の写しなど、それぞれの特例に応じた一定の書類を添付しなければなりません。

《特例の適用関係一覧》

区分	マイホームの譲渡		
	10年超 所有期間	左記以外	所有期間10年以下
3,000万円特別控除	○	○	○
軽減税率の特例	○	○	×
買換え(交換)の特例	○	×	×

※ 配偶者、直系血族、生計を一にする親族その他特別の関係がある者に対して譲渡した場合には上記のいずれの特例も受けることはできません。

## 秋の料理講習会に参加して



婦人部会 会計 土方 いよ子

婦人部会として恒例の料理講習会が、秋雨の降り続いた9月26日（月曜日）に田辺料理学園で行なわれました。

定刻10時になり五つの机に分かれ、本日の講義が始まり皆さん熱心にプリントを精読しながら、これから作ろうとする料理の概略を知りました。11時より実習になり、さすがはベテランのお母様方、それぞれが手際よく先生の指導のもと、ぎせい豆腐と、しめ鯖のおつくり、酢のもの等を12時30分迄に作りあげました。

そして、試食会には町田税務署の花田署長を始め、松永第一統括官、渡部上席指導官、法人会副会長の鈴木様方々の御参加を得まして12時40分より始まりました。

第一声の御挨拶に、「この様なすばらしいお料理を作られる皆様の御主人を羨ましく思います」との一言で奥様方はちょっぴり恥ずかしそうでした。やがて各人それぞれが雑談をしながら、和食の本物の味を満喫致しました。



作るのも楽しい、食べるのも楽しい料理講習会。

その後、懇談会となり、3～4人の方の質問がありました。その中に税務署よりの通達用語が大変難しい、と云う事を発言された方がいましたが、私もその様に感じた一人です。でもその用語は、プロの会計職員であっても理解に苦しむ書式だと憤慨しているようです。なにしろ聞いたり、読んだりして、何回も回を重ねていくしかない様な気が致します。

この様なお話を聞くにつけて、会員さんの一人一人が御主人の良きパートナーとなって会社繁栄に功献していらっしゃるんだなあ…とあらためて感じさせられました。

婦人部会 加藤 美恵子

朝から小雨まじりの9月26日、午前10時より、小田急町田駅近くの田辺料理学園に於て、婦人部会の料理講習会が催され、参加させていただきました。20数名が、いちどうに会して、行われたのは始めてで、先生方の手際の良い御指導のもと、おしゃべりをしながらの楽しいひとときを過ごさせていただきました。

この日の献立は、「枝豆ごはん、すまし汁、ぎせい豆腐、栗の渋皮煮、里芋の柚子衣酢の物、しめ鯖、骨せんべい」秋の味覚をふんだんに使った料理八種類を教えていただきました。試食会には、税務署より、署長、松永統括官、渡部上席指導官、親会より、鈴木副会長の御参加をいただき、試食をしていただきました。一品一品なかなかの好評でした。その後、懇談会に入り、税務署に対するアンケート、税に関するお話、質問等々。三時近く

での長時間、とても有意義な一日を過ごさせていただきました。早速、帰途買物をし、教えていただいた中から、四品を夕食に作り、おいしいとのなかなかの評判でした。忙しい毎日の生活の中で、短時間で出来、おいしく、かつ経済的で家族に喜ばれる料理を教えていただける。このような企画に参加出来た事に感謝しております。講習会をはじめ、研修会、講演会等いろいろ計画をしていただき、勉強の機会をくださる役員の皆様に感謝すると共に、これからも機会がございましたらいろいろ勉強させていただきたいと思っております。ありがとうございました。



講習会のあとの懇談会でも話はずんだ。

部会だより

青年部会

## 公開講演会 「感動をマイクにのせて！」

講師 NHKスポーツアナウンサー  
福島幸雄氏



2時間を越える講演になった。(福島先生)

青年部会公開講演会は、140名を超える過去最多の参加者を集め、去る10月4日に実施された。講師には、町田市に住むNHKスポーツ・アナウンサーの福島幸雄氏にお忙しい中をお願いした。

初めに、「幸運にめぐりあうことがあります」と語って始まる福島氏の講演は、2時間

青年部会 副部長 村松 稔 敏  
を超える長時間の中、参加者一同に感動を与えた。その感動も紙面を通してはやや伝え難いが、ここでは20数年前の東京オリンピックから始まります。

〈福島幸雄氏の講演要旨〉

「私の失敗放送談」

昭和39年東京オリンピックが開催されました。実は、3ヶ月前に、自分の担当を言い渡され、私は水泳と総司会そして閉会式を担当する事となりました。

閉会式。閉会式です。

アナウンサーとなって15年目に、一人前だと認められた者がやれるあの閉会式を私がやることとなったのです。普通は、30年のベテランがやるもの。正直なところ大変な重荷を感じたと言うことでした。

いやいや、同時に私の心の中には、この幸運を何とかものにしたいと言う思惑もあったのです。「ようし。ここでうまい放送をやっ  
てやろう」そう考えたのです。

3ヶ月間、いろいろな名文句を考えて考え  
て考え抜きました。幸いなことにリハーサル  
を3度見ました。式次第は全部手元に来てい  
ます。もう全ての情景が頭の中に入っていて、  
その時の名文句を作っていたと言うわけです。

次から次へと名文句が生まれてきて、それ  
をメモに取っていきます。後は、10月24日の  
閉会式に使ってやれば良いと考えていたのだ  
です。

そしてやりました。昭和39年10月24日午前  
5時。

「皆さん、さようならー」

大きな声でアナウンスをいたしました。う  
まかったんですね。完璧な、完璧な放送でし  
た。完璧です。……午前5時。…そう夢の中  
の事だったのです。

オリンピックの閉会式を担当しろと言ひ渡  
されて3ヶ月間、良い放送をやってやろうと、  
思っていたせいでしょうか、こり固まって、  
夢にまで見てしまったと言うことでした。

夢の中でやった放送は、余りにも見事でし

た。しかし、夢ですから本来なら目が覚めて  
しまえばそれで終わりのはずですが、ところが、  
何故か。ある一部が残っていたと言うことが、  
実は不幸の始まりでした。

聞かせ所というのがあります。私は、真っ  
暗な闇の中で、聖火だけが赤々と燃えていて、  
これが徐々に消えていくあの瞬間だと実は計  
算していました。この30秒間の間にラジオを  
聞いている皆さんに感動して頂ければ、もう  
しめたものだと考えていたのです。その部分  
が何故か残っていました。

しめたと思い、それをメモにサラサラッと  
書きました。もう出来上りです。今夜の勝負  
はだいたい決まりました。

いやいや違います。この聖火の消える30秒  
間だけうまいアナウンスをやっても、後の50  
分間、気が抜けている様では皆さんの心は打  
てない。「そうだ。手元には、式次第が全部  
来ている。リハーサルも3度見た。情景の全  
部が分かっている。だから、この名文句30秒  
を中心にして、閉会式全部の台本を作ってし  
まえ」と、こうなったのです。

うまかったですね。朝食のおいしかったこ  
と、それから昼飯のうまかったこと、もうお  
なな一杯食べて、さあ、午後5時の本番のマ

分譲住宅  
開発造成



建築施工  
不動産賃貸

# 岩波建設株式会社

東京都町田市金森586-4

TEL 0427-26-7777・FAX 0427-26-8888

イクロホンの前に座りました。閉会式が始まりました。まさに、台本どおり進んでいきました。

94ヶ国。プラカードと旗手が先ず入って来ました。エチオピアの時は、アベベ選手が入って来ます。オリンピック2連覇を讃えました。オランダのヘーシング選手が入ってきます。柔道で金メダル獲得を祝福しました。

さあ、94ヶ国のプラカードと旗手が入り終わりました。その後、世界の選手達が一団となって入って参ります。和気あいあいと各国の選手が目の前を通ります。

**台本どおり閉会式は進んでゆきました。**

第1コーナーを旗手が回り終わって、各国の選手団も第1コーナーにかかってきました。

とたんに、そこから始まりました。何と、日本の旗手福井誠君が胴上げに上げられたのです。

**無いのです。**台本に無い、夢の中では浮かんでこなかったシーンが、そこから起こり出しました。

しまった。と思ったのですが、そこはアナウンサー歴15年ですからここは何とかつきました。

前を見ました。93番目、その日独立したアフリカのザンビアの旗手も肩車に上げられました。さあ、このあたりから大混乱が始まりました。

スポーツアナウンサーは、常に360度に視線をむけます。見なければ良かったんです。何と、アフリカの選手だったと思いますが、何を思ったのか上着を脱ぎました。ズボンを下しました。下には、ランニングシャツにランニングパンツを履いていました。この選手が、今度は走りだしたのです。

今日は厳粛な閉会式だと言うのに、まるで、今ゴールする瞬間のような格好で走り出しました。

さらに今度は、5～6人の真黒いブレザーを着た選手がロイヤルボックスの方へ走っていきます。

これは、大変なことに成りました。暴動が起こるかも知れません。こう思ったのですが、この選手達は、ロイヤルボックスの前で天皇陛下に向かって最敬礼をすると、ウォークライ、勝ち鬨の時の声の様な奇声を上げたのです。「なにやってんだよ。この厳粛な閉会式に」と言う様な事は言いませんでしたが、なんでこうなるんだと、頭の中では大混乱です。

私としては、一所懸命台本を読みたくてしょうがない。しかし、目の前にある事がそれを許してくれませんでした。

閉会式は、上を下への大騒ぎ。

早くフィールドの中に収まって厳粛な閉会式に戻ってくれと、ただただ思っていました。

翌日、毎日新聞の第1面には、文字通り、お祭り騒ぎとなった閉会式の模様が載っていました。そのすぐ下に、作家井上靖氏が見事な筆で、随筆をお書きになっていました。

「私達が見たオリンピックの閉会式で、こんな感動的な場面はあったのだろうか。世界の選手達は、たくまざる演出をしてくれた。もう我々は、一生のうちにこんな素晴らしい、感動的な閉会式を見ることは無いのではなからうか」



町田税務署からも花田署長をはじめ多数の参加をいただいた。



そう、今振り返ってみると、確かにあれは感動的でありました。世界の選手達が喜びを体で表現した。ただ肅々と歩いてくるわけではなく、烏合の衆となって、喜びを表し、また別れを惜しんだ。確かに井上靖さんが感じたとうり感動的な場面だったようです。

感動と言うものは、頭の中から出てくるものではなく、自然のうちに生まれて来るものなのだと言う貴重な体験を、私は、あの東京オリンピックの閉会式で学んだのです。

あのお祭り騒ぎが自然のうちに起ったからこそ、皆さんが、或は井上靖さんが感動したのです。(以下略)

こうして、福島さんの講演はまだ続きますが、同氏より次の様な教訓を頂きました。

◎世界に勝つためには、**世界一のものを2つ**持たなければならない。

◎勝つための力とはなにか。

1. 自信。 2. 気迫。 3. 集中力。

◎勝っても、人間性を持たない勝者は本物ではない。では、人間性とはなにか。

1. 素直さ。2. ユーモア。3. 謙虚さ。

以上の事を心にとどめて、明日からの経営にお役立て頂ければ幸いです。

福島さんには、長時間に渡り放送界の裏話など貴重な経験から、素晴らしいお話を頂きました。「見事な放送をしてやろうと努力してきました」と言うその意気込み、努力、心には、ここに御参加頂いた女性の方には、見事な家庭、経営者の方には、見事な経営と、その道にあいつうずるものと確信しております。福島さん見事なお話ありがとうございました。

部会だより

源泉部会

## 本年度 第2回 部会研修会開催

源泉部会部会長 四ヶ所 守

10月11日午後1時30分より町田税務署3階会議室において、本年度第2回目の部会研修会を開催いたしました。

今回のテーマは、(1)税制改正について、(2)



四ヶ所源泉部会長。

決算と源泉所得税 となっていて、講師は町田税務署法人税第一部門上席調査官亀岡幸二氏にお願いしました。

当日は連休明けの忙しい日でしたが、35名の参加者があり、また活発な意見もでて、おかげで目的を果たすことができました。

さて、(1)の税制改正については、持例法の施行に伴う本年9月1日から12月31日までに支払われる給与や賞与などの税額表、退職手当等の税額計算、家内労働者等の昭和63年分の事業所得等について所得計算の特例制度などの説明が資料にもとづきくわしく行われました。

次いで、(2)のテーマである決算と源泉所得税については、税務調査からみた勘定科目別

チェックポイントとして、人件費と他の科目（福利厚生費・外注費・旅費・雑費など）との照合を行ない課税漏れがないかチェックの必要性があります。特に外注費に関して雇用関係の有無の判断に注意しなければならないようです。

これらについて、講師より多数の具体的な問題が示されたので各グループは回答を出し、

その結果に対して適否の検討と解説が行われました。各問題は、充分時間をかけて質疑応答がかわされたので留意点などについても理解できたことと思います。

今後に予想される税制改正に対応して、部会としても研修会を通じて知識の向上を図りたいと念願していますので、積極的にご参加下さい。

## 厚生委員会より お知らせ

### 共済制度連絡協議会開催される

昭和63年度第1回共済制度連絡協議会が総員32名出席のもと、去る10月3日(月)11時より、“千寿閣”において開催されました。

当日は法人会側より、石井副会長をはじめ各委員、制度受託会社より大同生命保険相互会社、A I U保険会社の皆様のご参加を得て古澤協議会会長、石井法人会副会長の挨拶の後、大同生命石田支社長より受託会社を代表してご挨拶をいただきました。

3氏ともそれぞれの立場で、法人会と受託

厚生委員長 古澤 一  
会社との連携を強化し、会員企業の万一の時の保障と法人会の財政基盤確立の一助として各種共済制度のより一層の推進に努めることを強調されました。

つづいて、各種制度の加入状況と今後の推進方法についての説明および受託会社の職員の紹介があり、特に63年度は大型保障制度2万社純増運動（63年～65年）の初年度ということであり、強力に推し進めたいとの決意が表明されました。

## 広報委員会より お知らせ

法人会ニュースでもお知らせいたしました。が、会報の広告にぜひご協力をお願いいたします。スペースは本会報の1ページの $\frac{1}{4}$ （6cm

広報委員長 井之上 哲夫  
×14.5cm）、料金は20,000円です。事務局あてご連絡いただければ、原稿の制作についてはご相談にのります。

# 研修委員会よりお知らせ

## 地区別研修会、9会場で開催

研修委員長 杉 浦 信 男

63年度地区別研修会は、10月5日南第2地区会を皮切りに、14地区、9会場で開催されました。

今年の特徴として、各地区会の組織が整備された今回の研修会は、地区会が主体で企画され、中には、独自の講演会を開くなど、昨年以上の活気を帯びていました。

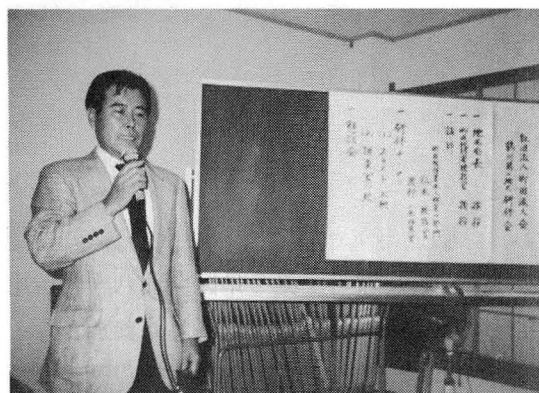
また、今回特に要望があつて、税務署との懇談会を全会場にて開催。会員と署との橋渡しを実現したと思います。

今後、さらなる地区会の活性化のため、会場にてアンケートを実施しました。

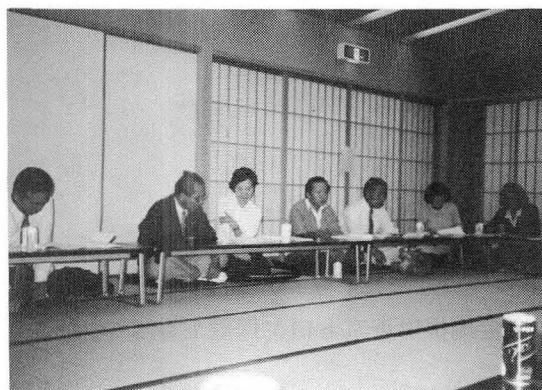
この参加者一同のご意見を大切に、また来年の地区別研修会を成功させたい。



・10月5日、南第2地区会。ワタヤ商事(株)の会議室を借りて、19名の方が集まった。



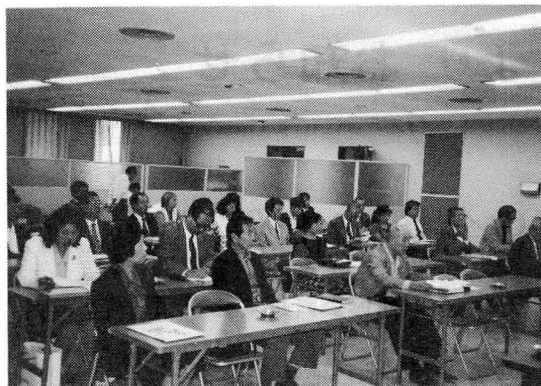
・10月6日、鶴川第2地区会。野津田公民館にて、16名が参加。



・10月7日、南第1地区会。南市民センターにて、15名が参加。



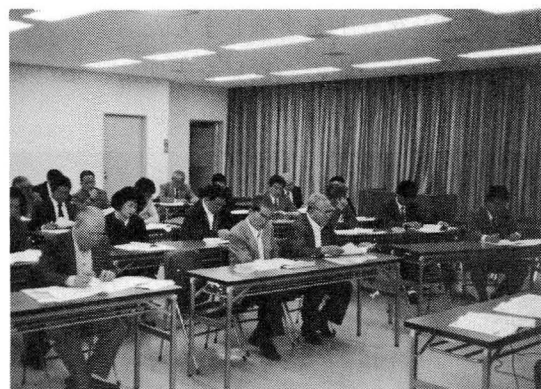
・10月12日、南第3地区会。東名飯店の一室で24名が参加。懇談会では、大変盛り上がりを見せる。



・10月13日、森野、町田北第1・2各地区会合同。城南信用金庫原町田支店の会議室で、41名が参加。シビアな意見もあった。



・10月14日、原町田第1地区会。町田市商工会の会議室で、19名参加。講演「商店街は、いかにあるべきか」を開催する。



・10月17日、原町田第2地区会。八千代信用金庫町田支店の会議室で、29名が参加。



・10月20日、鶴川第1地区会。鶴川テニスクラブにて、23名が参加。



・10月26日、忠生1・2、塚1・2の4地区会合同の地区別研修会は、今年最高の116名参加のもとで開催。漫画家西村宗先生の「マ



ンガの目から見た企業活動」が好評だった。  
〔会場提供東京トロン保健センター〕

# 研修委員会報告

## 昭和63年度の実務簿記講習会

### 終了する!!

当会では実務簿記として毎年

1. 初級実務簿記講習会
2. 中級実務簿記講習会

を開催しておりますが、本年度も東京税理士会町田支部所属の先生により実施され去る、10月24日の中級実務簿記講習会の閉講式をもって好評のうちに終了しました。両先生には紙面をもって厚く御礼申します。

特に中級簿については、本年上記の町田支

部にお願ひした新しい「テキスト」により講義が行われたわけですが、先生のご努力により受講者に評判よく、充実した講習会になったと思っております。今後とも会員の皆様のあたたかいご支援をお願いします。

なお、さきの会報には初級実務の受講者の掲載が講習中でもありましたので、今号に初級、中級実務簿記講習会参加者名簿として掲載します。今後ともよろしくお願ひします。

#### 昭和63年度初級実務簿記講習会終了者のお名前

事業所名	氏名	事業所名	氏名
愛洋商事(株)	安部 則子	日本教育システム(株)	田中 幸子
(有)アール	河合 広泰	(有)パイオニー・サービス	佐藤 冴子
(有)アスカ電建	武笠 静子	(有)B. C. G	清水 明見
(株)イーアンドエム研究所	寺田 有子	(株)ビッグヨーサン	上村 久子
(有)井上商事	井上 富子	(有)ヒノカワ設備	火ノ川 静枝
(有)エフ・ビー商事	毒島 政男	ヒューマネットシステム(株)	富樫 明美
(株)オーディオテクニカ	川上 智子	平田工業(株)	平田 敏子
落合運輸(株)	落合 恵美子	ファクター(株)	古川 保子
(株)カイセ工業	貝瀬 緑	藤原建設(株)	村田 孝子
(株)コール	中村 究美	ポニー商事(株)	横溝 充博
(有)コンピュータ・システム・デザイン	川澄 真奈美	(有)本田道路	平塚 春美
(有)サカイ設備設計	酒井 寅司	(株)町田大丸	伊藤 真知子
(有)三共住宅サービス	石川 やよい	(株)町田大丸	根田 恵子
(有)周防設備	五十嵐 誠子	(株)町田大丸	荻原 佳子
新興建設(株)	岩元 千恵	(有)町田タイムズ社武相新聞	松本 喜久子
新日本電工(株)	青山 薫	(株)ミヤコ商事	河村 美弥子
新日本電工(株)	青山 曜子	(有)ヤマギシズム生活実顕地生産物多摩供給所	川原 由紀
(株)稲栄商会	稲垣 ひで子	(有)山本産業	山本 晴美
(有)永井製作所	永井 モト子	(株)本田電子技研	九島 美智代

事業所名	氏名
(有) 石川鉄工所	石川みどり
(株) 共学	安野功一
(有) 山崎	山崎喜代子
持麾電波(有)	持麾頼子

事業所名	氏名
(有) エグゼクティブ エンジニアリング	杉田朝美
(有) 相模	矢端菊枝
(株) 前田組	太田正子
(株) 多摩文庫	石丸静子

### 昭和63年度中級実務簿記講習会終了者のお名前

事業所名	氏名
(株) イーアンドエム研究所	寺田有子
落合運輪(株)	落合恵美子
カプト建材(株)	釘村昭
協和醸酵工業(株)東京研究所	金子みのり
協和醸酵工業(株)東京研究所	小林薫
(有) コンピュータ・システム・デザイン	川澄真奈美
三輝測量(有)	吉田博子
(有) 三共住宅サービス	石川やよい
(有) 周防設備	五十嵐誠子
新興建設(株)	岩元千恵
新日本電工(株)	青山薫
新日本電工(株)	青山曜子
(有) 須崎書店	須崎恵一
(株) 装苑	三浦裕子
(株) ソーラー	堀部真生輝
(株) 第一建装	南雲千恵子
(有) タイドデザイン	中沢邦子
(株) 田中食器厨房	川野忠男
(株) 多摩文庫	横平吉子
(株) デンセイ	永井みゆき
(株) 稲栄商会	稲垣ひで子
日本アーリー(株)	飯塚秀明
日本アーリー(株)	小山範子
日本アーリー(株)	原己代次

事業所名	氏名
日本教育システム(株)	田中幸子
日本ニューロネット(有)	前川美佐子
(株) ハイコム	成竹友子
(有) B. C. G	清水明見
(有) ヒノカワ設備	火ノ川静枝
平田工業(株)	平田敏子
(有) フサミボーリング	中村トセ子
医療法人社団芙蓉会 芙蓉病医院	伊田弘美
(株) 本田電子技研	九島美智代
(株) マグトーン・エレクトロニクス・ジャパン	志村洋美
(有) 町田会計社	高橋功
(有) 丸信重機	松下裕美
(有) 守屋	守屋満寿美
和興通信システム(株)	藤川香
(有) アスカ電建	武笠静子
(有) エフ・ビー商事	毒島政男
(株) カイセ工業	貝瀬緑
(有) 井上製材所	田場寛子
サガミ機工(株)	田中嘉代子
(株) ミヤコ商事	河村美弥子
(有) 山崎	山崎一功
(有) 横倉商店	横倉愛子
(株) 共学	安野功一
ポニー商事(株)	横溝充博

## 事務局だより

### 地区別研修会の実施のなかから

本年度は10月中旬に、9会場で開催し、研修内容に地域の現状を踏まえたものが実施されました。はじめて参加された方の「よかった」との言葉が多く聞かれたことは、今後の地区研修会開催のはげみとなり、研修内容の重要性を痛感しました。

なお、本年度は、税務署担当官との懇談会の時間を多くとり、署担当官との「ザックバラン」

な話ができただけでも有効で、税務署の敷居は高くないとの印象を受けられた会員の方々も多かったことと思います。

## 表紙撮影者をご紹介します



北村紀一氏。

前号（第27号）より表紙の写真を有限会社北村建築設計事務所代表取締役北村紀一さんに提供していただいています。今号の表紙写真が上ったところで、写真とのつき合いについて北村さんにお話を聞いてみました。

中学生のとき、父親からカメラを買ってもらいそれがきっかけで写真とのつき合いが始まったそうです。カメラ屋の店頭で、当時高級機だったカメラ「キャノン」をのぞいては、いつかはあれを自分で買うんだと思いつけていたといいます。現在は仕事で、出かけるときにも車のトランクにカメラ4台は積んでいくそうです。主に撮るのは風景写真、町田市農協忠生支店の写真同好会に所属、年に4～5回は撮影旅行に出かけるそうです。仕事柄各地の市役所を訪ねますが、目的の建築指導課だけでなく、必ず教育委員会に寄り、名所旧跡の写真を見せてもらうとのこと。設計した店舗の建築中の写真を、建築主からぜひ欲しいと言われたときなど、嬉しくなるそうです。陸中海岸をご夫婦で旅行中、奥さんの撮った写真がある機械メーカーのパフレットに採用されたことがあったそうです。そのとき北村さんのカメラにはたまたまフィルムが入っていなかったと、残念そうに話してくれました。

（本町田 養蓮寺・観音堂）

## 会員名簿について訂正とお詫び

本会会員名簿はもうお手元に届いていることと思います。内容について万全を期したつもりでしたが、いくつか誤植や間違いがありました。ご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げ、以下に訂正をさせていただきます。

掲載ページ	会 員 名	誤	正
P 54	モリマチスポーツ(株)	森野三之助	森町三之助
P 59	(有)三条工務店	26-6346	22-2307
P 61	丸町商事(株)	観賞魚及喫茶	不動産業
P 68	(株)鳥 円	<u>真</u>	圓
P 90	(株)メカトロニクス	93-0353	22-0010
P 90	(株)メカトロ企画	93-0353	22-0010
P 107	(有)佐藤土木	35-8247	23-6274
P 117	(株)ニューディスクール	25-9789	28-7777
P 138	(株)京王塗装工業所	猿渡喜代治	猿橋喜代治
P 138	(株)京王塗装工業所	成瀬1074	南成瀬4-21-2
P 147	(有)横田建材	95-1489	95-1678
P 151	(有)アポロ電子工業所	設計ガラス製造販売	石英ガラス製造販売
P 173	菊一建設(株)	菊地一市	菊池一市

**経営者には十分な社会的保障がありません。**

不確実な時代・安定した将来の資金づくりに

# 東法連の 経営者退職年金制度

ご存知ですか？

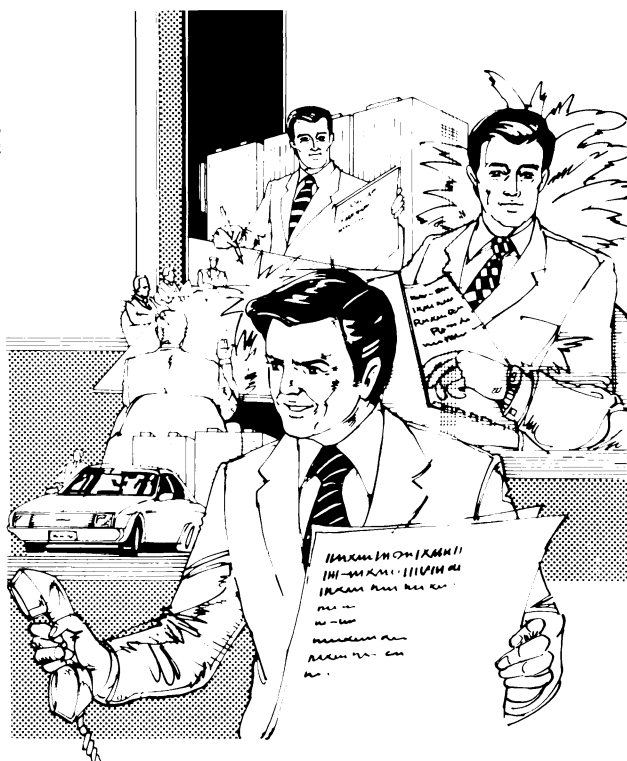
- 従業員の退職金規定のある企業

94.6%

- 役員退職金規定のある企業

15.4%

- 役員退職金規定を作りたいと  
考えている企業 63.1%



## 特色

- 月々計画的な掛金で多額の資金が準備されます。
- 積立金は年金、一時金いずれか希望される方法でお受取りになれます。
- 掛金は安全・有利に運用されます。

退職年金給付の一例(加入期間10年)(支給期間10年)

給付 月掛金	20万円	10万円	7万円	5万円	3万円	1万円
退職年金月額	396,000円	198,000円	138,600円	99,000円	59,400円	19,800円
退職一時金	34,280,000円	17,140,000円	11,998,000円	8,570,000円	5,142,000円	1,714,000円

★「役員退職慰労金規程」と「議事録」のサンプルを差し上げます。ご希望の方は、下記までお申し込みください。

この制度のお問合せは

(社)東京法人会連合会 東京都新宿区坂町13番地4 全法連会館3階 TEL03(355)2911